

特定非営利活動促進法施行条例

(平成10年10月27日 条例第40号)

(趣旨)

第1条 この条例は、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設立の認証の申請等)

第2条 法第10条第1項の規定により認証を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

- (1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及びその他の事務所の所在地
- (2) 定款に記載された目的及び特定非営利活動の種類

2 法第10条第1項第2号ハに規定する各役員の住所又は居所を証する書面は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該役員が住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の適用を受ける者である場合にあつては、同法第12条第1項に規定する住民票の写し
- (2) 当該役員が前号に該当しない者である場合にあつては、当該役員の住所又は居所を証する権限を有する官公署が交付する書面

3 前項第2号の書面が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文を添えるものとする。

4 第2項に掲げる書面は、申請日前6月以内に作成されたものとする。

5 法第10条第2項(法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。)の規定により公告し、及び縦覧に供する手続については、規則で定めるところによる。

6 法第10条第3項(法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める軽微な不備は、内容の同一性を失わないものであり、かつ、明白な誤記又は記載漏れに係るものとする。

7 前項の不備を補正しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申立書を知事に提出するものとする。

- (1) 補正の内容
- (2) 補正の理由

(定款の変更の認証の申請等)

第3条 法第25条第3項の規定により認証を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

- (1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 変更の内容
- (3) 変更の理由

2 法第25条第6項(法第52条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により定款の変更を届け出ようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、前項各号に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出するものとする。

(事業報告書等の備置き等)

第3条の2 法第28条第1項の規定による事業報告書等の備置き並びに同条第2項の規定による役員名簿及び定款等の備置きは、同条第3項の規定による閲覧を支障なく行わせることができる状態で行うものとする。

(事業報告書等の提出)

第4条 特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、法第29条(法第52条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する書類を、毎事業年度初めの3月を経過した日から起算して1週間を経過する日までに知事に提出するものとする。

2 特定非営利活動法人は、法第30条の閲覧又は謄写の用に供するため、規則で定めるところにより、法第29条に規定する場合を除くほか、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる書類を、同表の右欄に掲げる手続の終了後遅滞なく知事に提出するものとする。

区分	提出すべき書類	手続
1 設立又は合併の認証を受けた場合	当該設立又は合併の認証に係る法第10条第1項第1号の定款、同項第2号イの役員名簿、同項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書、法第12条第1項の認証に関する書類の写し、法第13条第2項の登記事項証明書の写し及び法第14条の財産目録又は法第35条第1項の財産目録	設立又は合併の登記
2 定款の変更の認証を受けた場合	法第25条第3項の認証に係る変更後の定款及び認証に関する書類の写し	定款の変更の認証
3 定款の変更に係る登記をした場合	法第25条第7項の登記事項証明書の写し	定款の変更に係る登記

(事業報告書等の公開)

第5条 法第30条及び第56条の規定による閲覧又は謄写の手続については、規則で定めるところによる。

(事業の成功の不能による解散の認定の申請)

第6条 法第31条第2項の規定により認定を受けようとする特定非営利活動法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

- (1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯
- (3) 残余財産の処分方法

(残余財産の譲渡の認証の申請)

第7条 法第32条第2項の規定により認証を受けようとする清算人は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

- (1) 清算人の氏名及び住所又は居所
- (2) 解散した特定非営利活動法人の名称
- (3) 譲渡すべき残余財産
- (4) 残余財産の譲渡を受ける者

(合併の認証の申請)

第8条 法第34条第3項の規定により認証を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

- (1) 合併しようとするそれぞれの特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- (2) 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併により設立する特定非営利活動法人(第4号において「合併後の特定非営利活動法人」という。)の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及びその他の事務所の所在地
 - (3) 合併の理由
 - (4) 合併後の特定非営利活動法人の定款に記載された目的及び特定非営利活動の種類
- 2 第2条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による申請書の提出について準用する。

(認定の申請)

第9条 法第44条第1項の規定により認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

- (1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地並びにその他の事務所の所在地並びに責任者の氏名及び役職
- (2) 特定非営利活動法人の設立年月日及び事業年度、過去の認定の有無及びその有効期間、過去の特例認定の有無及びその特例認定を受けた日、認定の取消しの有無及びその取消日並びに特例認定の取消しの有無及びその取消日
- (3) 特定非営利活動法人が現に行っている事業の概要
- (4) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(知事が所轄庁である認定特定非営利活動法人以外のものの定款の変更に係る書類の提出)

第10条 法第52条第2項の規定により社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を知事に提出しようとする認定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した提出書を知事に提出するものとする。

- (1) 認定特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地及びその他の事務所の所在地
- (2) 認定の有効期間
- (3) 変更の内容
- (4) 変更の認証日

(認定申請の添付書類及び役員報酬規程等の備置き)

第11条 法第54条第1項から第3項までに規定する書類(同条第2項第1号の書類を除く。)の備置きは、同条第4項の規定による閲覧を支障なく行わせることができる状態で行うものとする。

(役員報酬規程等の提出)

第12条 認定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、法第55条第1項に規定する書類を、毎事業年度初めの3月を経過した日から起算して1週間を経過する日までに知事に提出するものとする。

- 2 法第55条第2項の規定により書類を知事に提出しようとする認定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した提出書を知事に提出するものとする。
- (1) 認定特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (2) 認定年月日
 - (3) 認定の有効期間
 - (4) 助成金の支給日、支給対象者、支給金額及び助成対象の事業等
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 3 認定特定非営利活動法人は、認定を受けた場合は、法第56条の閲覧又は謄写の用に供するため、規則で定めるところにより、法第44条第2項第2号及び第3号の書類を、遅滞なく知事に提出するものとする。

(特例認定の申請)

第13条 法第58条第1項の規定により特例認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

- (1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地並びにその他の事務所の所在地並びに責任者の氏名及び役職
- (2) 特定非営利活動法人の設立年月日及び事業年度
- (3) 特定非営利活動法人が現に行っている事業の概要
- (4) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)

第14条 第10条から第12条までの規定は、特例認定特定非営利活動法人に準用する。

(合併の認定の申請)

第15条 法第63条第1項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は同条第2項の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人(以下これらを「認定特定非営利活動法人等」という。)は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

- (1) 認定特定非営利活動法人等の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 認定特定非営利活動法人等の事業年度、認定年月日又は特例認定年月日及び認定の有効期間又は特例認定の有効期間
- (3) 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併により設立する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び現に行っている事業の概要
- (4) 合併により消滅する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び現に行っている事業の概要
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)

第16条 法第75条の規定により読み替えて適用する民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号。以下「電子文書法」という。)第3条第1項の条例で定める保存は、法第14条(法第39条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)、第28条第1項及び第2項、第35条第1項、第54条第1項(法第62条(法第63条第5項において準用する場合を含む。))及び第63条第5項において準用する場合を含む。)並びに第54条第2項及び第3項(これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による書面の備置きとする。

- 2 法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第4条第1項の条例で定める作成は、法第14条、第28条第1項、第35条第1項並びに第54条第2項及び第3項の規定による書面の作成とする。
- 3 法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第5条第1項の条例で定める縦覧等は、法第28条第3項、第45条第1項第5号(法第51条第5項及び第63条第5項において準用する場合を含む。)並びに第52条第4項及び第54条第4項(これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。)の規定による書面の閲覧とする。
- 4 特定非営利活動法人は、電子文書法第3条第1項、第4条第1項及び第5条第1項の規定により、前3項の備置き、作成及び閲覧に代えて当該書面に係る電磁的記録の備置き及び作成並びに当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の閲覧を行う場合には、規則で定める方法により行わなければならない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成10年12月1日から施行する。

附 則(平成15年3月20日条例第30号)

この条例は、平成15年5月1日から施行する。

附 則(平成17年3月25日条例第28号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月24日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年10月24日条例第40号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成24年3月23日条例第17号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年7月20日条例第45号)

この条例は、平成24年7月20日から施行する。

附 則(平成29年3月24日条例第15号)

1 この条例は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成28年法律第70号。以下「改正法」という。)の施行の日(平成29年4月1日)から施行する。

2 改正法附則第8条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同項に規定する認定特定非営利活動法人等の事務所における備置き及び閲覧並びに書類の提出については、なお従前の例による。

特定非営利活動促進法施行条例施行規則

(平成10年10月27日 規則第63号)

(趣旨)

第1条 この規則は、特定非営利活動促進法施行条例(平成10年静岡県条例第40号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設立の認証の申請書の様式等)

第2条 条例第2条第1項の申請書の様式は、様式第1号によるものとする。
2 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下「法」という。)第10条第1項に規定する書類のうち、同項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げるものには、それぞれ副本1部を添えるものとする。

(設立の認証の申請等の公告)

第3条 条例第2条第5項の規定による公告は、県公報に登載することにより行う。

(設立の認証の申請に係る定款等の縦覧)

第4条 条例第2条第5項の縦覧は、くらし・環境部県民生活局県民生活課(以下「県民生活課」という。)において行う。
2 縦覧日は、静岡県の休日を定める条例(平成元年静岡県条例第8号)第1条第1項に掲げる日以外の日とする。
3 縦覧時間は、午前8時30分から午後5時までとする。
4 知事は、縦覧書類の整理その他特別の理由により必要があると認めたときは、前2項の規定にかかわらず、臨時に、縦覧できない日を定め、又は縦覧時間を延長し、若しくは短縮することができる。この場合においては、あらかじめ、その旨を県民生活課に掲示する。

(補正の申立書の様式等)

第4条の2 条例第2条第7項の申立書の様式は、様式第1号の2によるものとする。
2 法第10条第1項に規定する書類のうち、同項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げるものを補正しようとする場合は、副本1部を添えるものとする。

(設立の登記完了の届出書の様式)

第5条 法第13条第2項の届出書の様式は、様式第2号によるものとする。

(役員の変更等の届出の様式等)

第6条 法第23条第1項(法第52条第1項(法第62条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による届出は、様式第3号による届出書によるものとする。
2 前項の届出に添付する変更後の役員名簿には、副本1部を添えるものとする。ただし、法第52条第1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する法第23条第1項の規定による届出を所轄庁以外の関係知事に行う場合は、この限りでない。

(定款の変更の認証の申請書の様式等)

第7条 条例第3条第1項の申請書の様式は、様式第4号によるものとする。

2 法第25条第4項の規定により添付する変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに法第26条第2項の規定により添付する法第10条第1項第2号イに掲げる書類には、それぞれ副本1部を添えるものとする。

(定款の変更の届出の様式等)

第8条 条例第3条第2項の届出書の様式は、様式第5号によるものとする。

2 法第25条第6項（法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出に添付する変更後の定款には、副本1部を添えるものとする。ただし、法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する法第25条第6項の規定による届出を所轄庁以外の関係知事に行う場合は、この限りでない。

(定款の変更の登記完了の提出書の様式)

第8条の2 法第25条第7項（法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による登記事項証明書の提出は、様式第5号の2による提出書によるものとする。

(事業報告書等提出書の様式等)

第9条 条例第4条第1項の規定による書類の提出は、様式第6号による提出書によるものとし、同項に規定する書類にそれぞれ副本1部を併せて添付するものとする。

2 条例第4条第2項の規定による書類の提出は、様式第7号による提出書によるものとし、書類の提出部数は、1部とする。

(事業報告書等の公開)

第10条 条例第5条の閲覧又は謄写は、県民生活課において行う。

2 前項の閲覧又は謄写の請求の手続き及び閲覧又は謄写ができる日時については、知事が別に定める。

(事業の成功の不能による解散の認定の申請書の様式)

第11条 条例第6条の申請書の様式は、様式第8号によるものとする。

(解散の届出の様式)

第12条 法第31条第4項の規定による届出は、様式第9号による届出書によるものとする。

2 前項の届出書には、解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付するものとする。

(残余財産の譲渡の認証の申請書の様式)

第13条 条例第7条の申請書の様式は、様式第10号によるものとする。

(合併の認証の申請書の様式等)

第14条 条例第8条第1項の申請書の様式は、様式第11号によるものとする。

2 第2条第2項の規定は、前項の申請書に添付する書類について準用する。

(合併の登記完了の届出書の様式)

第15条 法第39条第2項の規定において準用する法第13条第2項の届出書の様式は、様式第12号によるものとする。

(清算人の就任の届出の様式)

第16条 法第31条の8の規定による届出は、様式第13号による届出書によるものとする。

2 前項の届出書には、清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付するものとする。

(清算終了の届出の様式)

第17条 法第32条の3の規定による届出は、様式第14号による届出書によるものとする。

2 前項の届出書には、清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付するものとする。

(聴聞の期日における審理の公開の請求の様式)

第18条 法第43条第3項（法第67条第4項において準用する場合を含む。）の請求は、様式第15号による請求書によるものとする。

(認定の申請書の様式)

第19条 条例第9条の申請書の様式は、様式第16号によるものとする。

(認定の有効期間の更新の申請書の様式)

第20条 法第51条第3項の有効期間の更新の申請は、様式第17号による申請書によるものとする。

(定款の変更の提出書の様式)

第21条 条例第10条の提出書の様式は、様式第18号によるものとする。

(代表者の氏名の変更の届出書の様式等)

第22条 法第53条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、様式第19号による届出書によるものとする。

2 前項の届出書には、変更後の役員名簿2部を添付するものとする。

(役員報酬規程等の提出書の様式等)

第23条 条例第12条第1項（条例第14条において準用する場合を含む。）の規定による書類の提出は、様式第20号による提出書によるものとし、書類の提出部数は、2部とする。

2 条例第12条第2項（条例第14条において準用する場合を含む。）の提出書の様式は、様式第21号によるものとし、書類の提出部数は、2部とする。

3 条例第12条第3項（条例第14条において準用する場合を含む。）の規定による書類の提出は、様式第23号による提出書によるものとする。

(特例認定の申請書の様式)

第24条 条例第13条の申請書の様式は、様式第24号によるものとする。

(合併の認定の申請書の様式)

第25条 条例第15条の申請書の様式は、様式第25号によるものとする。

(検査をする職員の身分証明書の様式)

第26条 次の各号に掲げる証明書は、当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 法第41条第3項の証明書 様式第26号
- (2) 法第64条第7項において準用する法第41条第3項の証明書 様式第27号

(電磁的記録による備置きの方法)

第27条 条例第16条第4項に規定する電磁的記録の備置きに係る規則で定める方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。

- (1) 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルにより備え置く方法
- (2) 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより備え置く方法

2 特定非営利活動法人は、前項各号に掲げる方法により電磁的記録の備置きを行う場合には、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で、その使用に係る電子計算機の映像面に表示し、及び書面を作成することができるようにするための措置を講じなければならない。

(電磁的記録による作成の方法)

第28条 条例第16条第4項に規定する電磁的記録の作成に係る規則で定める方法は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法とする。

(電磁的記録による閲覧の方法)

第29条 条例第16条第4項に規定する電磁的記録に記録されている事項の閲覧に係る規則で定める方法は、当該事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類による方法とする。

(委任)

第30条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成10年12月1日から施行する。

附 則(平成11年3月31日規則第24号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日規則第33号)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際改正前の特定非営利活動促進法施行条例施行規則の様式(以下「旧様式」という。)により提出されている申請書等は、改正後の特定非営利活動促進法施行条例施行規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。

3 この規則の施行の際旧様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（平成15年4月25日規則第46号）

- 1 この規則は、平成15年5月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の特定非営利活動促進法施行条例施行規則の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後の特定非営利活動促進法施行条例施行規則の相当する規定及び様式により提出された申請書類等とみなす。

附 則（平成17年3月7日規則第5号）

- 1 この規則は、不動産登記法（平成16年法律第123号）の施行の日（平成17年3月7日）から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則（第1条第1号、第2号、第6号から第8号まで、第10号及び第11号、第3条、第8条、第11条第1号、第3号、第6号、第8号及び第9号、第12条、第13条並びに第14条を除く。）による改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（平成17年3月31日規則第32号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月24日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第29号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第26号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年11月28日規則第54号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。

（特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

- 6 この規則の施行の際改正前の特定非営利活動促進法施行条例施行規則の様式により提出されている申請書は、改正後の特定非営利活動促進法施行条例施行規則の相当する様式により提出された申請書とみなす。

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第18号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第20号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現に改正前の特定非営利活動促進法施行条例施行規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている申請書は、改正後の特定非営利活動促進法施行条例施行規則の様式により提出された申請書とみなす。

- 3 この規則の施行の際旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（平成29年3月24日規則第3号）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現に改正前の特定非営利活動促進法施行条例施行規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている申請書は、改正後の特定非営利活動促進法施行条例施行規則の相

当する様式により提出された申請書等とみなす。

- 3 この規則の施行の際旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

特定非営利活動法人設立認証申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住所又は居所
申請者 氏 名
電 話 番 号

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人を設立することについて認証を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 特定非営利活動法人の名称
- 2 特定非営利活動法人の代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的
- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類

（関係書類）

- 1 定款
- 2 役員名簿
- 3 各役員が特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
- 4 各役員の住所又は居所を証する書面
- 5 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面
- 6 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
- 7 設立趣旨書
- 8 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本
- 9 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- 10 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書

（注）1 申請者の氏名は、記名押印又は署名すること。

2 申請者の住所又は居所、主たる事務所の所在地及びその他の事務所の所在地は、町名及び番地まで記載すること。

3 関係書類のうち1、2、7、9及び10の書類については、副本1部を併せて提出すること。

補 正 申 立 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住所又は居所 〔法人にあつては、その主たる事務所の所在地〕

申立者 氏 名 〔法人にあつては、その名称及び代表者の氏名〕

電 話 番 号

特定非営利活動促進法第10条第3項（同法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり提出した書類の補正を行いたいので、補正後の書類を添えて申し立てます。

1 補正の内容

2 補正の理由

- (注) 1 申立者の氏名は、記名押印又は署名すること。
2 申立者の住所又は居所若しくは主たる事務所の所在地は、町名及び番地まで記載すること。
3 次の書類について補正を行う場合は、副本1部を併せて提出すること。
(1) 定款
(2) 役員名簿
(3) 設立趣旨書又は合併趣旨書
(4) 設立又は合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
(5) 設立又は合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書

様式第2号（第5条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

設 立 登 記 完 了 届 出 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

主たる事務所の所在地

名 称

代 表 者 氏 名

電 話 番 号

特定非営利活動法人 の設立の登記が完了したので、特定非営利活動促進法第13条第2項の規定により、登記事項証明書及び財産目録を添えて届け出ます。

設立登記年月日

年 月 日

役員変更等届出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

主たる事務所の所在地
名 称
代 表 者 氏 名
電 話 番 号

次のとおり役員に変更があったので、特定非営利活動促進法第23条第1項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、変更後の役員名簿を添えて届け出ます。

変更年月日	変更事項	役 名	氏 名	住 所 又 は 居 所

- (注) 1 変更事項の欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所又は居所の変更、改姓又は改名等の別を記入し、併せて補欠又は増員によって就任した場合には、その旨を付記すること。ただし、任期満了と同時に再任した場合には、再任とだけ記載すること。
- 2 役名の欄には、理事又は監事の別を記載すること。
- 3 役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）の届出にあつては、次の書類を添付すること。
- (1) 当該役員が特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
- (2) 当該役員の住所又は居所を証する書面
- 4 変更後の役員名簿は、副本1部を併せて提出すること。ただし、所轄庁以外の関係知事に提出する場合は、この限りでない。

定款変更認証申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

主たる事務所の所在地
名 称
代表者氏名
電話番号

特定非営利活動促進法第25条第3項の規定により、定款の変更の認証を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容

変 更 前	変 更 後

2 変更の理由

（関係書類）

- 1 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本
- 2 変更後の定款
- 3 定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- 4 定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書
- 5 役員名簿
- 6 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
- 7 直近の特定非営利活動促進法第28条第1項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は同法第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び同法第14条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は同法第34条第5項において準用する同法第10条第1項第7号の事業計画書、同法第34条第5項において準用する同法第10条第1項第8号の活動予算書及び同法第35条第1項の財産目録）
- 8 特定非営利活動促進法第52条第3項（法第62条において準用する場合を含む。）に規定する寄附者名簿その他内閣府令で定める書類

- （注）
- 1 代表者の氏名は、記名押印又は署名すること。
 - 2 関係書類のうち2から5までの書類については、副本1部を併せて提出すること。
 - 3 関係書類のうち3及び4の書類は当該定款の変更が特定非営利活動促進法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含む場合に添付すること。
 - 4 関係書類のうち5から7までの書類については、所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合に添付すること。
 - 5 関係書類のうち8の書類については、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が所轄庁の変更を伴う定款の変更の認証を申請する場合に添付すること。

定 款 変 更 届 出 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

主たる事務所の所在地

名 称

代 表 者 氏 名

電 話 番 号

次のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条第6項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて届け出ます。

1 変更の内容

変 更 前	変 更 後

2 変更の理由

3 変更の時期

年 月 日

（注） 変更後の定款は、副本1部を併せて提出すること。ただし、所轄庁以外の関係知事に提出する場合は、この限りでない。

様式第5号の2（第8条の2関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

定款変更に係る登記完了提出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

主たる事務所の所在地

名 称

代 表 者 氏 名

電 話 番 号

定款の変更に係る登記が完了したので、特定非営利活動促進法第25条第7項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、登記事項証明書を添えて提出します。

登記年月日

年 月 日

（注） 代表者の氏名は、記名押印又は署名すること。

事業報告書等提出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

主たる事務所の所在地
名 称
代 表 者 氏 名
電 話 番 号

次に掲げる前事業年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）の事業報告書等について、特定非営利活動促進法施行条例第4条第1項の規定により提出します。

1	事業報告書
2	活動計算書
3	貸借対照表
4	財産目録
5	年間役員名簿
6	前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

- (注) 1 代表者の氏名は、記名押印又は署名すること。
2 提出書類は、副本1部を併せて提出すること。ただし、所轄庁以外の関係知事に提出する場合は、この限りでない。

公 開 書 類 提 出 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

主たる事務所の所在地
名 称
代 表 者 氏 名
電 話 番 号

次に掲げる閲覧又は謄写に係る書類について、特定非営利活動促進法施行条例第4条第2項の規定により、提出します。

設立又は合併の 認証を受けた場合	1 定款 2 役員名簿 3 設立当初又は合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書 4 設立当初又は合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書 5 認証に関する書類の写し 6 設立又は合併の登記をしたことを証する登記事項証明書の写し 7 法人成立時又は合併登記時の財産目録
定款の変更の 認証を受けた場合	1 変更後の定款 2 認証に関する書類の写し
定款の変更に係る 登記をした場合	定款の変更に係る登記をしたことを証する登記事項証明書の写し

（注） 代表者の氏名は、記名押印又は署名すること。

解 散 認 定 申 請 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

主たる事務所の所在地

名 称

代 表 者 氏 名

電 話 番 号

特定非営利活動促進法第31条第2項の規定により、同条第1項第3号に掲げる事由による解散の認定を受けたいので、申請します。

1 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯

2 残余財産の処分方法

(注) 1 代表者の氏名は、記名押印又は署名すること。

2 目的とする特定非営利活動の事業の成功の不能の事由を証する書面を添付すること。

解 散 届 出 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

解散した特定非営利活動法人
の名称
清算人の住所又は居所
清 算 人 氏 名
電 話 番 号

次のとおり特定非営利活動法人 を解散したので、特定非営利活動促進
法第31条第4項の規定により、届け出ます。

- 1 解散年月日 年 月 日
- 2 解散事由の該当規定 特定非営利活動促進法第31条第1項第 号
- 3 解散の理由
- 4 残余財産の処分方法

（注） 解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

残余財産譲渡認証申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

解散した特定非営利活動法人
の名称

清算人の住所又は居所

清算人氏名

電話番号

特定非営利活動促進法第32条第2項の規定により、残余財産の譲渡の認証を受けたいので、申請します。

譲渡すべき残余財産		残余財産の譲渡を受ける者
種別	数量	

- (注) 1 清算人氏名は、記名押印又は署名すること。
2 残余財産の譲渡を受ける者の欄には、その者が譲渡を受ける残余財産の数量を併せて記載すること。

合 併 認 証 申 請 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

主たる事務所の所在地
名 称
代 表 者 氏 名
電 話 番 号

主たる事務所の所在地
名 称
代 表 者 氏 名
電 話 番 号

特定非営利活動促進法第34条第3項の規定により、合併の認証を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 合併の理由
- 2 合併後存続する 特定非営利活動法人の名称
合併により設立する
- 3 代表者の氏名
- 4 主たる事務所の所在地
- 5 その他の事務所の所在地
- 6 定款に記載された目的
- 7 定款に記載された特定非営利活動の種類

（関係書類）

- 1 合併の議決をしたそれぞれの社員総会の議事録の謄本
- 2 定款
- 3 役員名簿
- 4 各役員が特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
- 5 各役員の住所又は居所を証する書面
- 6 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面
- 7 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
- 8 合併趣旨書
- 9 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- 10 合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書

- （注）
- 1 代表者の氏名は、記名押印又は署名すること。
 - 2 主たる事務所の所在地及びその他の事務所の所在地は、町名及び番地まで記載すること。
 - 3 関係書類のうち2、3及び8から10までの書類については、副本1部を併せて提出すること。

様式第12号（第15条関係）（用紙 日本工業規格 A 4 縦型）

合 併 登 記 完 了 届 出 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

主たる事務所の所在地

名 称

代 表 者 氏 名

電 話 番 号

特定非営利活動法人 の合併登記が完了したので、特定非営利活動促進法第39条第2項において準用する同法第13条第2項の規定により、登記事項証明書及び財産目録を添えて届け出ます。

合併登記年月日 年 月 日

様式第13号（第16条関係）（用紙 日本工業規格 A 4 縦型）

清 算 人 就 任 届 出 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

解散した特定非営利活動法人
の名称

清算人の住所又は居所

清 算 人 氏 名

電 話 番 号

特定非営利活動法人 〃 の清算人就任登記を行ったので、特定非営利活動
促進法第31条の8の規定により、登記事項証明書を添えて届け出ます。

様式第14号（第17条関係）（用紙 日本工業規格 A 4 縦型）

清 算 結 了 届 出 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

解散した特定非営利活動法人

の名称

清算人の住所又は居所

清 算 人 氏 名

電 話 番 号

特定非営利活動法人 〃 の解散に係る清算が終了したので、特定非営利活動促進法第32条の3の規定により、登記事項証明書を添えて届け出ます。

様式第15号（第18条関係）（用紙 日本工業規格 A 4 縦型）

聴聞の期日における審理の公開請求書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

主たる事務所の所在地

名 称

代 表 者 氏 名

電 話 番 号

特定非営利活動促進法第43条第3項（法第67条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、設立の認証の取消しに係る聴聞の期日における審理の公開を請求します。

公開請求理由

（注） 代表者の氏名は、記名押印又は署名すること。